平成２７年（フ）第８５７号
神戸市東灘区御影中町１丁目13番３－２号
債務者　神出由佳子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６２号
神戸市垂水区向陽３丁目２番23―303号
債務者　市部　博江
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０４号
神奈川県厚木市関口994番地６　チェリーハイツ202
債務者　今間　靖道
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１４号
神奈川県小田原市蓮正寺295―10　すずろかしの樹亭、住民票上の住所神奈川県小田原市荻窪471番地　高橋アパート
債務者　吉田　三郎
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４７０号
神奈川県足柄下郡湯河原町門川27番地の１
ハイムセイ101
債務者　河合　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３０号
青森県弘前市大字福村１丁目１番地８
債務者　三浦　文彦
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１９２号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1278番地の３
メゾンドール葉山103
債務者　吉本　幸和
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１９３号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1278番地の３
メゾンドール葉山103
債務者　吉本　朱実
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４９９号
福島県相馬市中村河沼185、住民票上の住所神奈川県小田原市鴨宮136番地の１
債務者　品川　信義
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５００号
神奈川県小田原市鴨宮136番地の１
債務者　品川　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３５号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1643番地345
債務者　室賀　直吉
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１０号
北海道小樽市豊川町３番１号
債務者　荒井　和子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２５４号
金沢市石引１丁目18番31号
債務者　土村　　昇
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２５号
山梨県韮崎市旭町上條中割1133番地２　フラッツ201号、前住所長野県諏訪郡富士見町富士見11536番地40　レオパレスＮｅｗＳｏｕｔｈⅡ107
債務者　狩野　孝典
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
三重県鈴鹿市若松北２丁目18番25号　コーポ多恵202号、前住所三重県鈴鹿市算所５丁目11番７号
債務者　二宮　晴美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２８号
三重県四日市市桜台本町64番地　エステート花もと201
債務者　清水　京子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
三重県桑名市大字西別所2138番地175　希望ヶ丘ハイツ105号
債務者　立木　貴史
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係